

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいいます。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当宿泊施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名、性別、国籍、電話番号及びメールアドレス
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料によります。)
(4) その他当宿泊施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、宿泊契約の不成立の立証責任は当宿泊施設が負うものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第4条の2 当宿泊施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をする蓋然性が高いとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、宿泊日において旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるおそれが高いとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。ただし、宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込むおそれがあるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、過去に当宿泊施設から宿泊契約を解除された者であるとき。
- (12) 京都府旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (13) その他宿泊契約の締結を拒むことに正当な理由があると当宿泊施設が判断したとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当宿泊施設に対し、当宿泊施設が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(重複する宿泊契約の締結の拒否)

第5条の3 合理的理由なく、同一の宿泊客によって、同一又は類似

の日程で重複する宿泊契約の申し込みがなされたときは、当宿泊施設から宿泊客に問い合わせをすることがあります。宿泊予定日の1か月前までに、連絡が取れない場合には、重複予約によって他のお客様の宿泊の機会を奪う事態になったとみなし、後から申し込まれた宿泊の申し込みは不承諾として宿泊契約不成立となることがあります。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当宿泊施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、当宿泊施設があらかじめ違約金の支払い義務につき宿泊客に告知したときに限るものとします。
3. 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当宿泊施設の契約解除権)

第7条 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客又は当宿泊施設の職員に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 宿泊客が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを要求したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 京都府旅館業法施行条例第5条の規定内容に該当したとき。
 - (9) 宿泊契約で認められた者以外の者を客室内に入れたとき(宿泊者以外の無断入室、無断宿泊など)。
 - (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (11) その他、当宿泊施設が定める利用規則を守らないとき。
2. 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。事前オンライン決済にてお支払い済みの場合には、返金処理を致します。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 日本国内に居を構えていない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、公式 HP 等に記載のチェックイン・チェックアウト時間までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。ただし、この場合において、公式 HP 等に記載のチェックアウト時間からチェックイン時間の間に客室清掃又は客室管理のため、入室させていただくことがあります。

2. 当宿泊施設は、当宿泊施設が認めた場合を除き、第 1 項記載の時間外のご利用は一切できません。これに反して客室の使用を続けられた場合には、延長料金をお支払いいただく場合があります。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第 11 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカードによる方法で、当宿泊施設が請求した時、事前オンライン決済において行っていただきます。
3. 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金をお支払いいただきます。

(当宿泊施設の責任)

第 12 条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、当宿泊施設の責めに帰すべき事由による場合には 10 万円を限度としてその損害を賠償し当宿泊施設に故意または重過失があった場合には、相当額を賠償します。

2. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者がフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき、又は施設に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため施設を出たときに終わります。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 13 条 当宿泊施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を損害賠償金として宿泊客に支払います。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、この限りではありません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 14 条 当宿泊施設では、原則として、宿泊客の手荷物の事前お預かりは行っておりません。万が一、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が当宿泊施設にチェックインする際にお渡ししま

す。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、発見日を含め7日間保管し、連絡がない場合はその後処分致します。なお、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類する物品については、発見日当日（清掃時）に当館にて任意に処分させていただきます。
3. 当宿泊施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。
4. 前3項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第12条の規定に準じるものとします。

（駐車責任）

第15条 当宿泊施設には宿泊者用の駐車場はございません。

（宿泊客責任）

第16条 宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

（管轄及び準拠法）

第17条 本約款に関して生じる一切の紛争については、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、日本の法令に従い解決されるものとします。

（当宿泊施設の免責事項）

第18条 近隣からの音や振動が生ずることがありますが、当宿泊施設はその責を負いません。

当宿泊施設は、社会経済情勢の変化や諸般の事情で、本規約の改定と変更を事前に宿泊客に通知することなく行うことができるものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（及び室料＋朝食等の飲食料）） ② サービス料（①×0%）
	追加料金	③ 追加飲食（①に含まれるものを除く） ④ サービス料（③×0%）
	税金	イ 消費税 ロ 宿泊税 ハ 入湯税(温泉地のみ)

備考1 基本宿泊料は当宿泊施設の公式ホームページに掲示する自社サイト予約システムの料金表によります。

- 2 寝具及び食事を提供しない5歳未満の幼児については、宿泊料金をいたしません。
6歳以上のお客様については大人料金となります。(幼児料金を設定する宿泊施設に限る。)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の 通知を 受けた日 一般： 契約申込人数		不 泊	当 日	前 日	14 日 前
一 般	1名以上	100%	100%	100%	100%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、短縮日数分の違約金を収受します。
3. 返金不可プランは、特別な割引値段設定のため、予約が成立した時点で100%の違約金が発生します。